

防府市議会議会改革推進協議会設置要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、防府市議会基本条例（平成二十二年防府市条例第三十一号）第十九条の議会改革推進協議会（以下「協議会」といいます。）に関して必要な事項を定めるものとします。

(所掌事項)

第二条 協議会の所掌事項は、次のとおりとします。

- (1) 議会改革に関する事項
- (2) 防府市議会基本条例の運用及び検証に関する事項
- (3) 防府市議会基本条例に関連の条例、規則、規程及び要綱に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(委員)

第三条 委員は、会派から次の方法により選出します。

- (1) 3人以上の会派は、3人に1人の割合で選出します。
- (2) 3人未満の会派は、各々1人選出します。
- 2 委員の任期は、2年とします。ただし、任期途中の交代を認めます。

(会長及び副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長を各々1人置きます。

- 2 会長及び副会長は、協議会において互選します。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期によります。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表します。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集します。

- 2 会議には、議長が出席するものとします。
- 3 委員が出席できないときは、当該委員の所属する会派の中から代理者を出席させることができます。
- 4 協議会の議事は、話し合いによる全会一致に努めるものとします。
- 5 前項で、全会一致が得られないときは、出席委員の4分の3の賛成がある場合には、決するものとします。

(記録)

第六条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければなりません。

- 2 前項の記録は議長が保管します。

(委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行します。